

# 初任運転者研修

## 【目的】

本研修は、当社運転者として選任する初任者を対象とし、安全運行・接遇・緊急対応の基礎技能と知識を習得することを目的としています。

## 【訓練対象者】

- 1.新たに入社した運転者
- 2.入社後、大型二種免許を取得した運転者

## 【研修期間】

1.運転者として選任する前までに 20 時間以上実施します。

## 【教育担当者】

- 1.安全統括管理者が推薦する運行管理者
- 2.各営業所所長が推薦する従業員もしくは運転者

## 【実施内容】

- 1.初任運転者に対して最低 20 時間以上の実技訓練を実施し、初任運転者の技量を確保。
- 2.ドライブレコーダーで記録された映像を活用し、指導監督を実施

## 【実技訓練】

- 1.初任運転者本人が運転し、指導者が添乗して指導
- 2.営業所周辺ルートから運転をはじめ、指導者が適正状況に応じてルートを選択し、  
市街地、坂道、高速道路等の走行を実施
- 3.実際に運転する経路を走行  
ツアーの基本ルート、回送ルート走行を実施

【主な指導内容スケジュール】

1日目	<p>①事業用自動車の安全な運転に関する基本的事項 道路運送法その他の法令に基づき運転者が遵守すべき事項及び交通ルール等を理解させるとともに、事業用自動車を安全に運転するための基本的な心構えを習得させる。</p> <p>②事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法 事業用自動車の基本的な構造及び装置の概要及び乗合バス又は貸切バスなどの運転者にあっては車高、視野、死角及び内輪差等の車両の差異を理解させると共に、日常点検の方法を指導する。</p>	4時間
2日目	<p>③交通事故を防止するための留意すべき事項 旅客自動車運送事業者の事業の態様及び運転者の乗務の状況等に応じて事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全の確保するため留意すべき事項を指導する。</p> <p>④危険の予測及び回避 道路、交通及び旅客の状況の中に含まれる交通事故につながるおそれのある主な危険を理解させるとともに、それを回避するための運転方法等を指導する。</p> <p>⑤安全性の向上を図るために装置を備えるバスの適切な運転方法</p>	5時間
3日目	<p>⑦安全運転の実技 実際に事業用自動車を運転させ、主な道路、交通及び旅客の状況における安全な運転方法を添乗等により指導する。</p>	5時間
4日目	⑦安全運転の実技	5時間
5日目	⑦安全運転の実技	5時間
6日目	⑦安全運転の実技	5時間